

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団公仁会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県広島市西区横川新町8-21

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成12年8月9日

(4) 設立登記年月日 令和12年8月22日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	榎殿 敦	
理事	██████████	
同	██████████	
同	██████████	██
同	██████████	██████████
監事	██████████	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人社団公仁会 榎殿順記念病院	広島県広島市西区横川新町 8番21号	一般病床 28床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	城眼科	広島県広島市西区横川町 3丁目2番1号 横川駅NKビル302	一般病床 0床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護医療 院			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和3年5月27日 令和2年度決算の決定

注) (5)、(6) については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

*医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 社団公仁会
 所在地 広島市西区横川新町8-21

財 産 目 録

(令和4年3月31日 現在)

1. 資産額	581,475	千円
2. 負債額	296,711	千円
3. 純資産額	284,764	千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	318,236
B 固定資産	263,239
C 資産合計 (A+B)	581,475
D 負債合計	296,711
E 純資産 (C-D)	284,764

(注) 財産目録の価格は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

建物 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

様式 3-1

*医療法人整理番号

法人名 医療法人 社団公仁会

所在地 広島市西区横川新町8-21

貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位・千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	318,236	I 流動負債	296,711
現金及び預金	184,815	買掛金	66,529
医業未収金	124,590	短期借入金	133,274
たな卸資産	2,459	未払金	19,697
貸付金	2,060	未払費用	50,488
仮払金	3,359	未払法人税等	17,243
未収入金	347	未払消費税等	929
前払費用	606	預り金	4,768
		MJ預り金	2,955
II 固定資産	263,239	仮受金	48
1 有形固定資産	182,848	貸倒引当金	780
建 物	830	II 固定負債	0
建物付属設備	41,768		
船 舶	596	負債合計	296,711
医療用器具	105,149		
車両運搬具	28,325	純 資 産 の 部	
器具備品	6,180	科 目	金 額
2 無形固定資産	5,705	I 出資金	30,000
ソフトウェア	5,705	II 積立金	254,764
3 その他の資産	74,686	繰越利益積立金	254,764
敷金	56,476		
保証金	3,001	純 資 産 合 計	284,764
リサイクル預託金	161		
繰延消費税	15,048		
資産合計	581,475	負債・純資産合計	581,475

様式 4-1

*医療法人整理番号

法人名 医療法人 社団公仁会

所在地 広島市西区横川新町8-21

損 益 計 算 書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		844,113
2 事業費用		
(1) 事業部		803,591
(2) 本部費		
本来業務事業利益		- 40,522
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業損益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		- 40,522
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	5,825	5,827
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用		0
		46,349

IV 特別利益		
固定資産売却益	1,700	
その他の特別利益	773	2,473
V 特別損益		
固定資産除却損		
その他の特別損失	780	780
税引前当期純利益		48,042
法人税・住民税及び事業税		17,243
法人税等調整額		
当期純利益		30,799

法人名 医療法人 社団公仁会

所在地 広島市西区横川新町 8-2-1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
理事長の長男が代表者 である法人			997,411	医療用機器リース	病院の建物賃借	賃借料の支払い (注) 2	58,889	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. [] が代表取締役である法人。

(注) 2. [] からの不動産の賃借料は市場価格を勘案して決定し、支払条件は当月未払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団公仁会
理事長 榎 殿 敦 殿

私は、医療法人社団公仁会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 25 日

医療法人社団公仁会

監事

